

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セネガル	食糧援助に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	270,000千円 H19.1.5まで	H18.1.6 ダカール で (同日)	日本側 中島明在セネガル大使 セネガル側 アブドゥラ・デ・アイオツ経済・財政大臣	H18.1.19 25号
セネガル	小中学校教室建設計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	小中学校教室建設計画を実施するために必要な小中学校施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 1. 学校施設及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	996,000千円 H19.3.31まで	H18.12.5 ダカール で (同日)	日本側 中島明在セネガル大使 セネガル側 アブドゥラ・デ・アイオツ経済・財政大臣	H18.12.18 678号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。